

# 青森県報

号外第三十号

平成二十一年  
三月三十一日  
(火曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一  
 青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 一  
 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) …… 一

### 訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 六

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の税務課の項の第三号及び同条の市町村振興課の項の第十一号中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

第三十条第二項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 自動車取得税

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「自動車税・自動車取得税証紙代金収納取扱人」を「自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の二」を「第十七条」に改める。

第三条の二中「第二百七条第一項」を「第四百四十九条の八第一項」に改める。  
 第五条第三項中「第五百五十五条第三項及び第九百九十三条の十第一項」を「第三百二十四条第一項及び第五百五十五条第三項」に改める。  
 第十条から第十二条までを次のように改める。

( 収納印及び納税済印の様式 )

第十条 条例第三十条第一項に規定する規則で定める様式は、第十八号様式とする。

2 条例第三百二十四条第三項及び第五百五十五条第五項に規定する規則で定める様式は、第十九号様式とする。

( 自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の指定の申請等 )

第十一条 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五十八条第一項から第四項までの規定は、自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の指定の申請等について準用する。

( 自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の指定の条件等 )

第十二条 知事は、自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人の指定をするときは、証紙代金収納計器の取扱い（以下「証紙代金収納」という。）について、必要な条件を付することがある。

2 知事は、その指定した自動車取得税・自動車税証紙代金収納取扱人（以下「取扱人」という。）に対し、証紙代金収納に係る取扱人の県に対する責務の履行を確保するため、知事が確実と認める担保を提供させることがある。

第十二条の次に次の八条を加える。

( 証紙代金収納の取扱い等 )

第十二条の二 取扱人は、条例第三十条第一項の規定により知事が認めた証紙代金収納計器による表示（以下「収納印の表示」という。）を行うときは、あらかじめ東青地域県民局長から証紙代金収納計器に係る始動票札の交付を受けなければならない。この場合において、使用済みの始動票札があるときは、これを返還しなければならない。

2 東青地域県民局長は、取扱人に対する始動票札の交付状況を明らかにするために始動票札交付簿を備え付け、始動票札の交付及び返還の都度、当該交付簿に当該始動票札の交付及び返還の状況を記録しなければならない。

3 取扱人は、収納印の表示の状況を明らかにするために収納印表示記録簿を備え付け、毎日の収納印の表示の状況を記録しなければならない。

4 取扱人は、収納印の表示をしたときは、当該収納印の表示をした日の翌日までに、

当該収納印の表示に係る額に相当する金額を青森県指定金融機関に払い込まなければならない。

5 取扱人は、前項の規定にかかわらず、誤つてした収納印の表示で東青地域県民局長がやむを得ないと認めたもの及び収納印の表示に係る印影が鮮明でないため条例第三十一条の規定により無効とされるおそれがあると東青地域県民局長が認めた印影に係る収納印の表示に係る額に相当する金額を払い込まないことができる。この場合において、取扱人は、誤つてした収納印の表示に係る印影又は鮮明でない印影が付された書面を東青地域県民局長に提出しなければならない。

6 取扱人は、第四項の払込期日までにその金額を払い込まなかつたときは、当該払込期日の翌日から払込みの日までの日数に応じ、その未払込額（その一部を払込みした場合におけるその後の期間については、既払込額を控除した額）に年九・七五パーセントの割合で計算した遅延利息を県に払い込まなければならない。この場合において、遅延利息の額が百円未満であるとき又はその額に百円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

( 証紙代金収納取扱手数料 )

第十二条の三 取扱人に対しては、証紙代金収納取扱手数料を支払うものとする。

2 前項の証紙代金収納取扱手数料の額は、取扱人が毎月一日からその月の末日までの期間においてした収納印の表示に係る額に相当する金額（前条第五項の規定により払い込まない金額がある場合にあつては、当該払い込まない金額を控除した金額）について、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額に百分の百五を乗じて得た額とする。

一 一千万円以下の額 千分の十五

二 一千万円を超え、五千万円以下の額 千分の十

三 五千万円を超える額 千分の五

3 取扱人は、各月ごとに、当該月分の第一項の証紙代金収納取扱手数料を取りまとめ、翌月五日までに東青地域県民局長に請求しなければならない。

4 東青地域県民局長は、前項の請求を受けた場合は、当該請求のあつた日から十日以内に当該請求に係る証紙代金収納取扱手数料を支払うものとする。

( 自動車取得税の減免の申請 )

第十二条の四 条例第三百三十七条第一項第一号の規定による自動車取得税の減免の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を東青地域県民局長に提出して行わなければならない。

- 一 申請者の住所及び名称
- 二 自動車の主たる定置場の所在地、種類、用途、車名、型式、車体の形状及び使用目的
- 三 自動車の登録番号又は車両番号のあるものにあつては、自動車の登録番号又は車両番号
- 四 自動車の取得年月日
- 五 減免を受けようとする金額

2 条例第三百三十七条第一項第二号(条例第五百五十一条の二第一項に係る部分に限る。)の規定による自動車取得税の減免の申請は、前項第二号から第五号までに掲げる事項(同項第二号に掲げる事項のうち自動車の使用目的を除く。)のほか次に掲げる事項を記載した申請書を東青地域県民局長に提出するとともに、身体障害者手帳等(第十三条の二第一項に規定する身体障害者手帳等をいう。以下この項において同じ。 )及び運転免許証(同項に規定する運転免許証をいう。以下この項において同じ。 )を提示して行わなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名
- 二 身体障害者手帳等の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- 三 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件
- 四 申請者が重度身体障害者又は重度精神障害者と生計を一にする者である場合には、当該重度身体障害者又は重度精神障害者との関係並びに当該重度身体障害者又は重度精神障害者の住所、氏名及び生年月日
- 五 当該申請に係る自動車を重度身体障害者若しくは重度精神障害者と生計を一にする者又は重度身体障害者若しくは重度精神障害者を常時介護する者が運転する場合に、自動車を運転する者の住所、氏名及び職業並びに当該重度身体障害者又は重度精神障害者との関係並びに自動車の使用目的

3 第十三条の二第二項の規定は、条例第五百五十一条の二第一項第二号から第四号までに該当する自動車(自動車取得税の課税客体である軽自動車の取得に係る軽自動車)が自動車税の課税客体となるものとして同条の規定を適用した場合における同項第二号から第四号までの規定により自動車税の減免の対象となることができ、当該軽自動車を含む。)の取得に係る自動車取得税の減免を受けようとする者について準用する。

4 条例第三百三十七条第一項第二号(条例第五百五十一条の二第四項に係る部分に限る。)

の規定による自動車取得税の減免の申請は、第一項第三号から第五号までに掲げる事項のほか次に掲げる事項を記載した申請書に、東青地域県民局長が必要と認める書面を添付のうえ、当該申請書を東青地域県民局長に提出して行わなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 自動車の主たる定置場の所在地、種類、用途、車名、型式及び車体の形状
- 三 自動車に取り付けられている身体障害者又は重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置
- 四 その他東青地域県民局長が必要と認める事項

5 条例第三百三十七条第一項第三号の規定による自動車取得税の減免の申請は、第一項各号に掲げる事項のほか次に掲げる事項を記載した申請書を東青地域県民局長に提出して行わなければならない。

- 一 特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。次号において同じ。 )の種類
- 二 特定非営利活動に係る事業の種類
- 三 特定非営利活動促進法第五条第一項に規定するその他の事業を行う場合にあつては、当該その他の事業の種類

6 条例第三百三十七条第三項の規定による自動車取得税の減免の申請は、第一項第三号から第五号までに掲げる事項及び第四項第一号から第三号までに掲げる事項のほか次に掲げる事項を記載した申請書に身体障害者又は重度精神障害者の利用に供するための特別の仕様による装置(以下この項において「装置」という。 )の取付けのために要した費用を証明する書面を添付のうえ、当該申請書を東青地域県民局長に提出して行わなければならない。

- 一 装置の取付けのために要した費用
- 二 装置の取付け年月日

(軽油引取税に係る特約業者の指定等の告示)  
第十二条の五 知事は、地域県民局長が地方税法第四百四十四条の九第一項前段の規定により特約業者の指定をした場合においては、その旨を告示するものとする。同条第三項、第五項本文又は第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消した場合についても、同様とする。

(免税証交付印の押印)  
第十二条の六 地域県民局長は、免税証を交付する場合は、当該免税証に交付印を押

印しなければならぬ。

(免税軽油使用者証等の亡失届出)

第十二条の七 免税軽油使用者証又は免税証を亡失した者は、その交付を受けた地域  
県民局長に遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(免税軽油使用者証等の有効期間)

第十二条の八 免税軽油使用者証の有効期間は、交付した日から二年とし、免税証の  
有効期間は、交付した日から一年以内で当該免税証に定めるところによる。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例に係る免税軽油の数量)

第十二条の九 条例第四百九十九条の七第三項第一号に規定する規則で定める数量は、  
一キロリットルとする。

2 前項の数量は、免税証に記載された免税軽油の数量の合計数量を当該免税証の有  
効期間の月数で除して得た数量とする。

3 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを  
一月とする。

第十三条の二第一項中「の各号」及び「並びに第十三条の十一第二項」を削る。

第十三条の五中「(昭和三十九年三月青森県規則第十号)」を削る。

第十三条の六から第十三条の十一まで及び第十四条の二を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条から第十七条まで 削除

第十七条の二を削る。

第二号様式の中の三中「函」の次に「(口座振替)

その六を同様式のその七とし、同様式のその五を同様式のその六とし、同様式のその  
四を同様式のその五とし、同様式のその三の次に次のように加える。

その4 (個別納付 (口座振替) に係る自動車税)

自 動 車 税 納 税 通 知 書

様

次のとおり納めてください。

年 月 日

東青地域県民局長 印

・右面をよくお読みください。

年 度	自動車登録番号					
税率 (年1台につき)	十	万	千	百	十	円
	税 額					
納 期 限		年 月 日				

- 1 賦課の根拠  
本税は、地方税法第145条及び青森県県税条例第150条の規定によつて賦課されたものです。
- 2 納付の場所  
青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関
- 3 延滞金  
納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、税額に年14.6パーセント(ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。  
この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。
- 4 賦課について不服がある場合  
この賦課について不服がある場合には、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。  
この賦課の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていませぬが、審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

15.3cm

20.4cm

第十三号様式のうち「(自動車税)」を「(口座振替以外に係る自動車税)」と改め、同様式その三を同様式その四とし、同様式その二の次に次のように加える。

その3 (口座振替に係る自動車税)

(表)

自動車税督促状	
年度	自動車登録番号
納期限	年 月 日
税 額	円
延滞金	法 律 に 定 め る 金 額

様

上記のとおり滞納になっていますので、速やかに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。

東青地域県民局長 印

年 月 日発行

裏面をよくお読みください。

11.6cm

9.6cm

(裏)

この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押処分を受けることとなります。

1 延滞金

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合) ) の割合を乗じて計算します。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

2 督促について不服がある場合

この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この督促の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

この督促状の到達前に納められている場合は、行き違いですので、ご了承ください。

第十八号様式及び第十九号様式中「第13条の6」を「第10条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓



青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第七地域農民間の農税部の軽油引取税事務担当の内部組織の長の項中「第七百条の十五第一項」を「第四百四十四条の二十一第一項」に、「第七百条の十五第二項」を「第四百四十四条の二十一第二項」に、「第五十六条の七第五項」を「第四十三条の十五第五項」に、「第二百一条第八項」を「第四百四十九条の二第八項」に、「第二百六条の二第一項」を「第四百四十九条の七第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------